

著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しについて

資料6

【裁定制度の概要】

他人の著作物等を利用する場合には、原則として権利者の許諾を得る必要があるが、「相当な努力」を払って権利者を検索しても、「権利者が誰か分からない」、「どこにいるのか分からない」等の理由で許諾を得ることができない場合がある。

このような場合に、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、著作物等の通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより適法にその著作物等を利用することができる。

【見直し前の「相当な努力」】

以下の全ての措置をとることが必要

ア) 権利者の名前や住所等が掲載されている名簿・名鑑等の閲覧

イ) ネット検索サービスによる情報の検索

ウ) 著作権等管理事業者等への照会

エ) 利用しようとする著作物等と同種の著作物等の販売等を行う者への照会

オ) 利用しようとする著作物等の分野に係る著作者団体等への照会

カ) 下記のいずれかの方法で、公衆に対し広く権利者情報の提供を求める

・日刊新聞紙への掲載

・CRICのウェブサイトにて30日間以上掲載

【主な課題】

- ・「相当な努力」のうち、実効性が低くなっている項目がある
- ・一度裁定を受けても、再度裁定を受けなくてはならない場合があるが、再び「相当な努力」を行っても新たな情報が得られることがほとんど期待できない
- ・事務的・経済的負担が大きい

【上記課題を受けた裁定制度の見直し】

★「相当な努力」の見直し(文化庁告示の一部改正)

- ア(名簿・名鑑等の閲覧)かイ(ネット検索)のうち適切なものを選択
- エ(同種の著作物等の販売等を行う者への照会)は不要
- CRICのウェブサイトでの広告期間を7日以上に短縮

★裁定制度の運用の改善

- 裁定申請する著作物等の利用期間は申請者が設定する(上限なし)
- 書籍の増刷や販売後の電子書籍化、インターネット配信期間の延長のように、同一の著作物等について、追加的な利用を予定する場合は、追加的な利用分も含めて申請し、一括して裁定を受けることが可能(追加的な利用ごとに再度裁定申請しなくても補償金の追加供託により利用が可能)
- 第三者に利用させることを内容とする裁定申請が可能
- 標準処理期間を約3か月から約2か月に短縮(ただし、申請中利用を行えば、申請から約1~2週間で利用開始可能)
- CRICのウェブサイトへの広告掲載料を一律8,100円に減額

【期待される効果】

手続簡素化による
**事務的負担
軽減・
期間短縮**

申請内容に係る
運用改善により
**再裁定の
手続不要**

裁定に係る
費用軽減

**著作権者不明等の場合の裁定制度における
権利者搜索のための「相当な努力」の見直しについて**
(平成26年文化庁告示第38号)
施行日：平成26年8月1日

- 裁定制度によって権利者不明等著作物を利用するためには、「相当な努力」を払っても権利者と連絡することができない場合であることが必要である（著作権法第67条第1項、同第103条）。
- 「相当な努力」の具体的な内容は、著作権法施行令第7条の7及び平成21年文化庁告示第26号（以下「告示」という。）に定められているところ、権利者が不明であるなどの事実を担保しつつ、手続の簡素化、迅速化を図るという観点から、告示の各要件（下記ア～カ）について、その一部を緩和した。

【改正前】

利用者には、下記ア～カのすべての方法を行って得られた情報その他保有する全ての権利者情報に基づき権利者に連絡するための措置をとることが求められている。

- ① 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧する
 - ア 著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるものの閲覧
 - イ 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイトの閲覧
- ② 著作権等管理事業者（著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二条第三項に規定する著作権等管理事業者をいう。）その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会する
 - ウ 著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であって、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項（同法第百三条において準用する場合を含む。）の裁定の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送と同じ種類のもの（以下「同種著作物等」という。）を取り扱うものへの照会
 - エ 同種著作物等を業として公衆に提供し、又は提示する者への照会
 - オ 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人その他の団体への照会
- ③ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対し広く権利者情報の提供を求める
 - カ 日刊新聞紙への掲載又は（公社）著作権情報センターのウェブサイトにて30日以上掲載



【改正の内容】

- ① ア、イのうち適切なものを選択すれば足りるものとする。
- ② エの照会は不要とし、ウ及びオの照会をすれば足りるものとする。
- ③ カのうち（公社）著作権情報センターのウェブサイトでの広告について、申請に必要な掲載期間を7日以上に短縮する。

※併せて、裁定手続の細目を記載した「裁定の手引き」も改訂し、運用の改善を実施